

広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会公募委員募集要項

(趣旨)

第1条 広域ごみ・汚泥処理施設整備事業について、適切な施設候補地（以下「候補地」という。）を選定するにあたって、一般市民の意見を反映させるため、広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員（以下「委員」という。）を募集することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集委員数)

第2条 募集する委員数は、3名以内とする。

(応募資格)

第3条 応募資格は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 豊岡市、香美町又は新温泉町に在住する者
- (2) 平成19年10月1日現在満20歳以上の者
- (3) ごみ又は環境に関心のある者
- (4) 平日の昼間に開催する委員会に出席できる者

(活動)

第4条 委員は、委員会に出席し、候補地の評価・選定基準の作成、候補地の調査、候補地の評価・選定等に関して、意見を述べるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から検討が終了した時までとする。

(応募方法)

第6条 委員に応募しようとする者は、所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、作文を添付し、北但行政事務組合に持参、郵送、FAX又はEメールで応募することとする。

- (1) 所定の申込用紙は、別記様式のとおりとする。
- (2) 作文は、「地域に受け入れられる、広域ごみ・汚泥処理施設建設のありかた」をテーマとした800字程度のものでし、様式は自由とする。

(募集期間)

第7条 募集期間は、平成19年10月26日（金）の午後5時までとする。

(選考通知)

第8条 委員の選考は、選考会議により行い、平成19年10月31日（水）までに決定し、その結果を応募者全員に通知するものとする。

(報償)

第9条 委員に選任された者が委員会に出席したときは、報償として委員会出席1回につき4,400円（交通費・所得税源泉含む）を支払うものとする。ただし、委員会が3時間を

超える場合においては、7,600円とする。

附 則

この要綱は、平成19年9月28日から施行する。

別 記（第 6 条関係）

広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会公募委員

申 込 用 紙

ふりがな 氏 名	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
住 所	(〒)	電話番号	() -
職 業	(在職期間 年)	市町に在住し ている期間	年
応募の動機			
ごみ又は環境に関して関心のある事項			
略歴（社会活動や地域活動等）・自己 PR 等			

※添付書類「地域に受け入れられる、広域ごみ・汚泥処理施設建設のありかた」をテーマとした約 800 字程度の作文